

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第21回定期検査に実施した逃がし弁機能圧力設定計器取替に伴う変更(警報追加)において、警報発生時操作手順書他への未反映が認められたため、当該手順書他に変更箇所を反映。	G II	
2	1号機	サービス建屋ケミカルドレンファンネルにおいて、排水不良が認められたため、当該排水ラインを点検・調査。	G III	
3	1号機	原子炉建屋及びチャコール建屋の加熱蒸気供給ヘッダー安全弁において、シートリークが認められたため、当該安全弁を点検補修。	G III	
4	2号機	第19回定期検査に実施した逃がし弁機能圧力設定計器取替に伴う変更(警報追加)において、警報発生時操作手順書他への未反映が認められたため、当該手順書他に変更箇所を反映。	G II	
5	2号機	海水熱交換器建屋空調機加熱蒸気入口圧力調節弁において、同弁の調節不良(圧力が徐々に高くなる)が認められたため、当該弁を点検・調整。	G III	
6	3号機	原子炉建屋中2階において、耐震バックチェックに伴う現場調査時、照明器具の破損(1灯)が認められたため、当該照明器具を交換。	G III	
7	3号機	コントロール建屋入口扉において、鍵部不良(扉を閉めると鍵がかかってしまう)が認められたため、当該扉を修理。	G III	
8	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ検出器(32-49A,40-09A)点検時、同検出器用ケーブルに変形が認められたため、当該ケーブルを点検。	G III	
9	4号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水入口ストレーナ(A,B)点検時、部品(垂鉛板:消耗品)に消耗が認められたため、当該部品を交換。	対象外	
10	4号機	中央制御室計測用変圧器の仮設電源切替に伴う停電時、格納容器内空調機(B)冷却水出入口弁の自動開により、ドレンファンネルに同冷却水が流入し、水が溢れる事象(約15リットルで汚染無し)が認められたため、対応検討。	G II	
11	4号機	復水補給水系ポンプ(B)吸込圧力計元弁の閉操作時、同弁を破損(折れ)させたため、当該弁を交換。	G III	